

論 文

英国封建制の形成と「ノルマン征服」

(L'Angleterre anglo-saxonne offre à l'historien de la féodalité la plus précieuse des expériences naturelles : celle d'une société de contexture germanique, qui poursuivit, jusqu'à la fin du x^e siècle, une évolution presque entièrement spontanée.)

(*Marc Bloch, La société féodale, t. I, p. 279.*)

田 中 正 義

—

イングランド封建制成立史上に於ける「ノルマン征服」(the Norman Conquest of England, 1066)の歴史的意義
に關しては、「征服」以前の Anglo-Saxon のイングラント (= Saxon England) と「征服」以後の Anglo-Norman の
イングラント (= Norman England) との間の一〇の“cataclysm”を認める所の、言わば一般に西ヨーロッパに於け
る古典古代より中世への「移行」過程に關する „Katastrophentheorie“ にみちぎらんとせよ、一種の「断絶」説が従来

英国封建制の形成と「ノルマン征服」

—

学界を支配する・假借する所なきオーソドクシイとして存している。このことは、多少なりとも、研究史の現段階に
通ずる者にとっては周知の事柄に属するであろう。斯かる傾向は、抑々遠くその淵源を今より七十年前一八九一・九
二年『英国史学評論』第六・七巻に掲載されたかのラウンドの劃期的な『騎士役制度のイングランドへの伝来』な
る論文に溯り得⁽¹⁾、此の論文に於て、プティロデヌタイイによれば「一切の系統(Stiation)観念を拒否する」ラウンドが、
イングランドにては騎士役(knight service)に依る土地保有(tenure)の制度は曾つてフリーマン・スタブズ・グナイ
スト⁽²⁾ら初期のゲルマニステンに依つて考えられたる如くその起源をアングロサクソンの慣習の裡に有するものでは
なく、まさに一〇六六年大陸より渡来せるノルマン人に依つて一挙に将来せられたるもの、となせる際に採れる所の封
建制概念——斯かる騎士役なる軍役に依る(per servitium militare)土地保有の制度こそ凡そ一般に封建制の中核
なりとする観念は、今日に至るイギリス学界に於ける“feudal scholarship”を根柢より規定しているのである。試み
に読者は、今日のイングランド初期封建制史学の出発点をなすステンタンの『英国封建制の第一世紀——一〇六六/
一一六六年』なる書を繙かれよ。⁽⁶⁾そこで、著者ステンタンは、巻頭の序文に於て『バロン(王の直臣たる諸侯)またナ
イト(諸侯の封臣即ち王の陪臣たる騎士)より成るアングロノルマンの貴族が夫れ自身の立場に即して書かれたる諸記
録に照らし従来よりも一層はつきりと見られれば見られるほど、夫れは夫れに先行せる土着の(——アングロサクソ
ンの)貴族とは愈々相違する所甚しきもののある如く思われ、かくて「ノルマン征服」以前のイングランドの社会のな
んらかの局面に「封建的」なる形容詞を適用することは益々誤解を生ぜしめる如く思われる』と宣言しつ⁽⁷⁾。かのラウ
ンド以来の伝統的観念に忠実に、「あらゆる点に於てオウルド・イングランド(＝サクソン・イングランド)の先例を
ignore⁽⁸⁾せる」軍役の制度——ラウンドが曾つて征服王ウィリアム一世(William the Conqueror, r. 1066~87)が彼の

直臣(*tenens in capite*)たちの奉仕の義務(*servitia debita*)として戦時彼の御用に供すべく彼等の夫々保持すべき騎士の数を任意に(《*pro voluntate sua*》)定めたる・*cartae* (*charters*)形式を採らざる所の諸契約の裡にこそその起源を求むべきものとなしたる⁽⁹⁾、かの騎士役なる封建的軍役制度のノルマン人に依る「創始」(*innovation*)に就いて詳らかに語って居り、⁽¹⁰⁾『「征服」以後の諸世紀に於けるイングランドの生活の土台を形成せる封建社会はオウルド・イングランドの伝統よりの明確なる分離を表わす』とするラウンドの一般的結論を確認せるラウンド以後の研究の進展を窮極に於て是認する立場を採っているのである。尤も、注意すべきは、その場合、彼にあっては、一応、斯かる断絶は「決して絶対的なものではない」(*Far from absolute*)とせられて居り、その後の彼の概説的歴史記述——『牛津英国史』の第二卷『アングロ・サクソン・イングランド』⁽¹¹⁾の“Epilogue: The Anglo-Norman State”に於て『「征服」以前のイングランドの此処彼処には、漠然と(*loosely*)封建的と記述せられ得る一つの社会形態への近接を表示する幾つかの兆候が認められる。……若しも封建制度が唯単に奉仕を代償としての土地保有の原則を認めたる所の社会秩序の一形態と看做されるならば、此の——『「征服」以前のイングランドの封建社会形態への近接と云ふ)意見に何ら文句を言うべき筋合はない』と述べられている所よりも知られるように、かのユニークな『中世イングランド国制史』に於けるデヨリフの立場とは、自ら異なるものがある点である。⁽¹²⁾——後者は、早期サクソン・イングランドの社会構成に於て血縁関係(*kinship*)の占めたる比重を重視するその独自の立場よりして、サクソン・イングランドの社会は「征服」前夜既に地縁社会化(*territorialize*)せられ、血統貴族(*nobles by blood*)は姿を消して血縁関係から解放された忠誠の誓約の絆に依り結ばれたる主従関係(*lordship*)の成立を見ていたものの、而も猶そこに於ては将来の奉仕を条件としての土地保有関係は未だ成立して居らず、⁽¹³⁾斯く従属的土地保有関係(*dependent tenure*)の裏付けを欠く

ところ其の主従關係は決して封建的たり得なかつた(“lordship without feudalism”)として、⁽¹⁹⁾如何なる意味に於ても、サクソン・イングランドの社会の封建化を否定しているのである(“the absence of feudalism in pre-Norman England”).⁽²¹⁾然し乍ら、ステンタンの場合、デヨリフとは異なり「ノルマン征服」以前サクソン・イングランドに於て既に奉仕を代償としての土地保有の原則が行われていたことは認められているとは云え、彼にあっては抑々封建的土地保有は厳密には単に奉仕を代償としての土地保有に⁽²⁰⁾尽きざるものと考えられていることも亦、飽くまで銘記せられねばならぬ。ラウンドの封建制觀念に忠実なるステンタンにとって、夫れは、ラウンド以後依然初期のゲルマニステンの精神を承け継いでアングロ・サクソンの伝統を重視する・言わば“Kontinuitätstheorie”の立場を堅持せるメイトランドがいま後期サクソン・イングランドに於ける封建的土地保有の代表的事例として挙げる所⁽¹⁸⁾、かのもとウスタ Worcester の司教オスワルド Oswald の王エドガール King Edgar (r. 959~975) 宛の書簡——所謂「オスワルドのメモランダム」に現われたる從屬的土地保有に於ける如く⁽¹⁹⁾、その土地保有の条件としての奉仕が種々多岐に亘り、(miscellaneous)且つ量的にも不定量(indefinite)のものであつてはならなかつた。⁽²⁰⁾ステンタンをして言わしむれば、右記の史料に於けるメイトランドの土地保有条件の分析に綜合は、慥かに「史的現実の再構成なる仕事の見事なる一例」(a brilliant piece of historical reconstruction)ではあるが、然しメイトランドのごとく「斯かる奉仕が種々多岐に亘り且つ不定量なるが故に夫れだけ封建的であるかに示唆することは、「封建制」なる概念の外延を余りにも拡張して其の結果此の語を幾んど無意味なる語に近からしめるもの」であり、⁽²¹⁾從屬的土地保有の封建的大原則(the great feudal principle of dependent tenure)は、彼に従えば、飽くまで明確厳密に限定せられ特殊化せられたる奉仕——なによりも軍事的性格を有する奉仕を代償としての從屬的土地保有の原則でなければならぬのであつて、その場合斯かる軍

役の量は、また初期のゲルマニステンの批判に於てラウンドの指摘せる如く、保有地の面積或はその価値に依り決定せらるべきものではなく、其処では斯かる関係への考慮は飽くまで第二義的なものに過ぎない所の、土地保有者とそ
の主君との間に於ける「契約」に依つてこそまさに決せらるべきものであったのである。⁽²²⁾

ラウンド以来の伝統的封建制觀念に窮極依拠する所のイングランド封建制成立史観は、もと第八回國際歴史学会議に於て為されたる講演に基き『經濟史評論』第九卷第一号に發表せられたる、ダグラスの『「ノルマン征服」と英國封建制』に就いても、之を窺うことができる。⁽²³⁾ そのことは、彼が其処で次の如く言っている所からもいま明かに知られるであらう。『公式的^{フオーミュラ}な封建制はイングランドに於ては數世紀に亘る發展の所産ではなく正に或る限られたる期間に異邦人の征服者たちに依つて為されたる一つの意識的な創造行為の所産(a conscious creation)であつた』と主張する。こゝは、唯単に古法穿鑿趣味に係わる問題に注釈を加えることを意味しない(… is not merely to comment upon a point of legal antiquarianism)。夫れは、中世イングランドの歴史的發展の大いなる部分に關する一つの解釈(an interpretation of a large part of English medieval development)を提示することを意味する。⁽²⁴⁾ 而して、彼は、マングロ・ノルマン時代の研究は、今日、英國封建制の起始を特徴づけた大變動の明瞭な意識(a lively consciousness of the cataclysm which marked the genesis of English feudalism)に依つて支配せられてゐる』とを述べ、⁽²⁵⁾ 前記『英國封建制の第一世紀』第四章に於てステンタンが精力的に取扱えるテーマ——かの「征服」前夜のアングロ・サクソンの主従關係に於ける従士(A. S. *thegn*)と「征服」以後ノルマン・イングランドに於ける騎士(L. *miles*)との史的連続關係の問題に言及しつつ、ステンタンが『第十一世紀の終末以前にエドワード王「いわゆる懺悔王 Edward the Confessor (r. 1042~66)」、「征服」以前最後の英王」の時代の守旧的な貴族社会(——従士^{セイヤ}を中心とする)は、一部「イングラ

ンドの」極北部を除き、本質的に戦闘のために組織された一社会に置き換えられていたが、此の新しい社会に於ては「その奉仕が軍事的に」特殊化された所の騎士こそがまさにその中心人物セントラルフィギュアをなした。此の社会を導き入れたる人々にとっては、騎士の奉仕が土地の授与に対して為され得た最も価値ある代償であったのである』と言えるところの趣旨に於て、⁽²⁶⁾『「ノルマン征服」後のイングランドの社会的再編成は、そこに戦士たちの一階層が樹立せられたことを意味したが、その社会的地位は、一に彼等が特殊な軍事的装備の形態を有したことに——彼等に夫れを使いこなす能力が具っていたことにかかっていた。即ち、アングロロサクソン社会の中心人物セントラルフィギュアたる者は馬上の騎士であった』であり、『オウルドロイングランドの過去の「歴史」の典型的所産』たる『セイユン従士が騎士にとって代られたことを正しく「征服」の齎らせる最も著しい革新と言うべきであろう』と言ひ、『第十二世紀の初までにイングランドに於けるセイユン従士の地位は、……彼等の保有に係わる土地の代償として契約に依る軍役を果す所の人間に依りとして代られていた。爰に疑いもなくイングランドの社会構造に於ける徹底的全面的変革を内包せる歴史的推移(a transition which undoubtedly involved drastic and widespread alteration in the social structure of England)が見られたのである』と云つた。更に「此の島国が過去に於て目撃せる所の最も急激にして最も広汎なる影響力を有せる革命の一つ」(one of the most sudden and far-reaching revolutions)を見出すダーリントンの凡そ果敢なる提言を援用しているのである。⁽²⁷⁾

以上、略述せる所の如きが、イングランド封建制成立史上に於ける「ノルマン征服」の史的評価に関して、従来学界を支配し來れる正統派の見解の主要である。夫れは、畢竟、封建イングランド(Feudal England——Round)の歴史の出発点を「ノルマン征服」に措定せんとする所の見解であり、その成立を「ノルマン征服」以前には溯らしめざる見解である。その顯著なる特徴は、「封建制」をラウンド以来の伝統に従つて狭義に「legal logic」に依つて理解し、此の名

辭を騎士役なる軍役に依る土地保有制度と同意語的關聯に於て捉えること、その際、斯かる軍役に依る「直接受封者」の保有地とりわけ騎士采地 (*feudum militis*) が抑々何人に依つて現実に占有し耕作せられ、夫れが如何なる意味に於て当該采地の保有者の軍役を可能ならしめる物的条件として機能したか、当代社会の「中心人物」——直接的生産より遊離せる支配階級本位の史観に於ては正しく中心人物！——たる騎士の現実的生活基盤としての騎士采地の具体的な社会経済的構造への配慮・関心を全く欠くこと、之を要するに、騎士采地をも含めて一般的に封建的土地所有に於ける「上部構造」と「下部構造」との内的關聯に対する統一的把握の欠如、是れにほかならない。その結果、論理必然的に、斯かる見解に拠つては、一〇六六年の「ノルマン征服」は、一方に於ては革命的事象として意義づけられ、他方に於ては非革命的事象として評価せられることとなる。

例を挙げて之を立証しよう。まず、ステンタンに就いて。——飽くまで我々の封建制なる名辭のターミノロヂイは厳密でなくてはならぬと主張し、『若しその語(封建制)が全く無意味なる語たるべきではないとすれば、夫れは少くとも社会秩序の或る明確なる形態を指称するのに取つて置かれねばならぬ』(傍点、引用者)と我々に警告する所のステンタンが、いま「封建制」を或る特定の形態に於ける社会秩序全体に係わる概念として理解していることはいささかの疑念をも容れず瞭らかなる所であるが、その彼は、前記『アングロ・サクソン・イングランド』の「エピログ」冒頭に於て、「ノルマン征服」に伴う新旧社会秩序の交替と共に、如何に多くのアングロ・サクソンの旧支配階級の者がその大いなる土地財産と夫れに依存せる権力とを喪失して社会的に没落していったかを述べ、『彼等の運命は苛酷なるものであったが、当時の環境に於ては夫れは不可避であった。彼等是一个の社会革命の犠牲 (the victims of a social revolution) であつたのである』と、曰う⁽²⁸⁾。而も、斯く言う彼はまた、前記『英国封建制の第一世紀』第四章「從士と騎

士」の冒頭に於ては次の如く述べているのである。即ち、『「ノルマン征服」の結果惹起せる諸変化を通じてのイングランド農村社会の連続性を爰に強調する必要は殆ど存しない。その(イングランド農村社会の)本質的諸特徴は、それらは「ドゥウムズデイブック」[Domesday Book, 一〇八六年征服王晩年に編纂せられた検地帳]やその後の諸記録に依つて明らかにせられる所であるが、オウルド・イングランドの歴史的發展に照らして初めて能く是れを理解することができる。……既に一〇六六年以前(イングランドの)南部及び西部に於て、処々散在的にはデインロー地方(Danelaw, 第九世紀以降デイン人(Danes)が数多く定住し彼等の法慣習が支配せるイングランドの北東部地方)の北部に於てすら、其処には、村落の住民が、彼等の領主の「彼等に与える」保護に対する代償として、又、領主の荘館に於て行われる裁判に對する代償として、「生産物又は貨幣形態に於ける」地代或は労働(＝賦役)に依り領主の家計を維持すると云う、あのよく知られた所の社会秩序の形態が起つていた』³⁰⁾と。而して、此の「よく知られた所の社会秩序の形態」(the familiar form of social order)——彼に依れば夫れ自体は未だ決して「封建的」とは規定し得ざるどころの、*de facto* の荘園——が「ノルマン征服」以後にも断絶することなくそのまま維持せられた事情に就いて、さきの概説の「エピソード」に於て彼は、『彼等(イングランドの新たに主人となれるノルマン人)としては、彼等の所領経営に、オウルド・イングランドの「伝統的」方法を適用する所があった。彼等は、エドワード[懺悔]王の時代より伝われる、さまざまの屢々彼等にとって不都合でさえある、荘園構造の諸類型(the varied and often inconvenient types of manorial structure which had come down from King Edward's time)を受容する上に驚くべき寛容性を示した』と述べているのであるが、³¹⁾此の点は、『英国封建制の第一世紀』に於ける、『一〇八六年——前記「ドゥウムズデイブック」編纂当時)のイングランド農村社会(rural England)は猶本質的に(essentially)エドワード[懺悔]王時代のイングランドで

あつた』と云う彼のより、端的なる記述に正しく照応するものである。⁽³²⁾

次に、ダグラス。——彼が「ノルマン征服」を以て一つの革命的現象と看做していることは、前述のダーリントンの言葉の援用以外に、その『「ノルマン征服」と英国封建制』の末尾に於て『「ノルマン征服」に由来』せる『中世イングランドの公式的^{formulaic}な封建制』の『発端を特徴づけた革命云々』⁽³³⁾と言っている所よりしてもいま瞭らかであるが、而もその彼はまた、同論文の他の箇所⁽³⁴⁾に於ては『「ドゥウズデイ・ブック」は、イングランドの農業構造は一〇八六年にあらゆる要点に於て(in all essentials)夫れがエドワード「懺悔」王時代にあつたと同様であつたことを紛れもなく(unmistakably)示している』旨断定しているのである。⁽³⁴⁾そればかりではない。彼は、ステンタンと同じく、一方に於て、「ノルマン征服」後その結果として、「あらゆる点に於てオウルド・ロイヤル・イングランドの先例を撥^{throw}無^{out}せる」騎士役制度がイングランドに輸入せられたことに依つて、社会の軍事的再編成を通じてイングランドに一つの新しい社会構造(a new social structure)が出現したことを認め、其処に社会の根本的^{fundamental}な^{change}の生^{bring}ぜ^{about}ることを認めながらも、⁽³⁵⁾或る意味ではステンタン以上に、他方に於て、其処に生^{bring}ぜ^{about}る根本的^{fundamental}な^{change}の生^{bring}ぜ^{about}ることを認めながら騎士層の出現に表徴される所の社会の支配的諸身分(upper ranks of society)の交替を通じて、単に社会の上部構造を封建的なるもの("feudal superstructure")に改変したるに止まり、且つ夫れすらもしく急激には行われず、「ノルマン征服」に由来せる中世イングランドの公式的^{formulaic}な封建制の発端を特徴づけた革命は結局のところ『第十二世紀迄は確かなものともせられなかつたし、完成されもしなかつた』ことを——彼れ本来の「征服」即「革命」の立場を自ら殆ど裏切らんとする迄に——力説⁽³⁶⁾強調しているのである。⁽³⁶⁾

然らば、イングランド封建制が夫れより始まるとされる「ノルマン征服」は、当時イングランドの人口の圧倒的多数

を吸収していた其の農村社会の社会構造をなら根本的に変革する所がなく、従つて当時イングランドの農村社会を現実構成せる被征服民のアングロ・サクソン人大衆にとつては「革命」的事象「ノルマン征服」も、直接なら深刻な影響を与える所のものではなかつたこと、このことをステンタン・ダグラスとともに我々も亦今や歴史的真実を表わす命題として認めるとして、こと社会の上層——支配的諸身分に關する限りに於ては、「征服」は、ダグラス、特にステンタンの説くが如く真に文字通り「革命」を意味したのであろうか。

此処でまず第一に注意せられなければならないことは、当時「征服」以後のイングランド社会の支配的諸身分間に於ける封建的土地保有の存在形態は、必ずしもいま「征服」と共に「輸入」せられたかの騎士役なる土地保有条件に依つて規定せられるものには限られなかつた、と云うことである。「ドゥウムズデイ・ブック」が今日我々に明かに示している所からも知られるように、其処には、時として其の土地保有条件が既に後世第十三世紀に於けるが如く寄進者のために祈禱或は彌撒等の一般に神に由縁する所の奉仕に限られその裡になんら世俗的なる奉仕を含まざる所の、喜捨に基づく(*in elemosina*)宗教的な(教会・修道院等に於ける)土地保有、或は斯かる後世いわゆる「自由寄進による土地保有」(*tenure in frankalmoin*)とは區別せられる・当該宗教的奉仕が嚴格に規定せられ其の履行が法廷に於て強制せられる所の後世「聖なる奉仕による土地保有」(*tenure by divine service*)と呼ばれたるもの、その他当時二三の州(*comitatus*)に於て *feudum* を与えられていた王の側近奉仕者(*servientes Regis*)に於ける土地保有の如き一般的に後世いわゆる「一身の奉仕による土地保有」(*tenure in serjeanty*)の先駆的形態と認められるもの、等々、凡そ騎士役と云つた固有の軍事的奉仕(軍役)に依らざるもの、一般に非軍事的(*non-military*)乃至準軍事的(*quasi-military*)な封建的、從屬的土地保有が現実に存したのである。⁽¹⁷⁾かくて、*manerium* (莊園)なる語と同様、もともとノルマン

人に依つて初めて此の國に導入せられた *feudum*(封地)なる語のフレイジオロデイに關して言えば、我々が「ドゥウ
ムズデイーブック」中に於て或る者 Y が或る他の者 X より土地をフェウドゥムとして保有している (Y *tenet in*
feudo de X) 旨の記述に接するとき、夫れは必ずしもいま Y の通常年間四十日の騎士役なる固有の軍役に依る所
の土地保有 (*tenure by military service*) の事態を表わすものではなく、唯彼がその土地(即ちいわゆる *feudum suu-*
m) に世襲的権利 (*heritable rights*) を有すと云う事実を表わしているに止まることを銘記すべきである。而も亦、夫
れと同時に、我々は、当時「征服」後のイングランドに於ては、其処に、一般騎士同様、ひとしく固有の意義に於ける
軍事的奉仕の義務履行のために常時特殊なる形態の軍事的裝備を以てする特殊なる形態の戦闘——馬上に於ける戦闘
の技術熟達のための訓練を要請せられつとも、⁽³⁹⁾ 猶且つ、本来の騎士采地 (*feudum militis*) を与えられ居らざる所の、い
わゆる「家中騎士」(*household knight*) なる者が広汎に存したる事情を知らなければならぬ。即ち、当時イングラ
ンド王は、彼を主君 (◀ *dominus rex* ▶) として彼より直接封地 (*fe*) を授けられたる聖俗の「直接受封者」(*tenens in*
capite) たちとの間に、彼等が夫々主君たる彼に対する奉仕の義務 (*servitium debitum*) として常時一定数——ラウ
ンドに従えば元來封建軍隊の構成単位をなせる *constabularia* の編成員数(騎士一〇人)に準じて一〇人乃至五人の倍
数⁽⁴⁰⁾——の騎士を保持すべき不文の契約を締結していたのであるが、その場合、元來イングランド王の関心の存する
所は戦時彼の要請に従つて「直接受封者」の封地より差出さるる騎士数に在り、夫れがいま「直接受封者」に依り如何に
して扶養せらるるか概して彼の与り知る所ではなかつた。⁽⁴¹⁾ かくて、当時の聖俗の「直接受封者」たる一般に、パロン
(諸侯) たちは、彼等の王に対する奉仕の義務 (*servitia debita*) を果すに必要な一定数の騎士を、その王よりの下封
(*infundation*) に係わる封地の再下封 (*subinfundation*) なる手續に依り、自己の封地中よりその直轄領 (*demesne*) とな

す部分を留保し残余をいわゆる騎士采地として分割・授封(enfeoff)することに依り扶持するか、然らずして前記家中騎士として「そのディメンに於て」(*super dominicum*) 彼等に宿所と食事とを供することに依つて之を養うか、いずれかの途を選んだのであるが、「征服」直後に於ては寧ろ後者の方式が一般にひろく採用せられたことは、かのスタンも之を認めている所である。而も、その場合、斯かる家中騎士なる者がもともとオウルド・イングランドに源を發する者であり、且つその前身の少くとも一部は「征服」以前に於て準軍事的奉仕の義務に依る事実上の封建的土地保有者であったと思われることが注目せられねばならぬ。而して、此の点にこそ、まず以て「ノルマン征服」以後のイングランド封建社会にはもとその「下部構造」の面に於てのみならずその「上部構造」の面に於ても「征服」以前のオウルド・イングランドの社会よりする・“institutional continuity” なしし “tenural continuity” と云つた史的連続性の關係が存せざるかと云う、我々の問題を解明すべき鍵鑰が潜んでいるものごとくである。仍つて、我々は、まず、次節に於て、姑らくノルマン・イングランド初期の家中騎士の社会的出自關係を「征服」以前に溯つて考究し、彼等の「征服」を通じての運命を追求してみることにする。

- (1) 本論文 “The Introduction of Knight-Service into England” は、その後著者の論文集 *Feudal England; Historical Studies of the XIth and XIIth Centuries* (London, 1895; reissued, 1909) の 64頁 (ibid., pp. 225-314.) 加筆・収録せられたる。本稿に於ける筆者の此の論文よりの引用は、専ら此の書と拠る。
- (2) Charles Petit-Dutaillis, *Studies and Notes supplementary to Stubbs' Constitutional History down to the Great Charter*, translated by W. E. Rhodes, Vol. I (Manchester, 1923), pp. 64 f.
- (3) E. A. Freeman, *History of the Norman Conquest of England, its Causes and Results* (6 vols., Oxford, 1867-79), esp. Vol. IV & V.

- (4) William Stubbs, *The Constitutional History of England in its Origin and Development* (3 vols., Oxford, 1874—78), esp. Vol. I (6th edn., 1903).
- (10) Rudolf von Gneist, *Englische Verfassungsgeschichte* (Berlin, 1882) [the English translation often cited; *The History of the English Constitution*, by Philip A. Ashworth (London, 1891)]
- (9) F. M. Stenton, *The First Century of English Feudalism, 1066—1166* (Oxford, 1932).
- (7) *Ibid.*, p. v.
- (8) *Ibid.*, p. 121.
- (6) Round, *op. cit.*, pp. 246—262.
- (2) Stenton, *op. cit.*, pp. 121 f.
- (11) *Ibid.*, p. 122.
- (23) F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England* (Oxford, 1943; 2nd edn., 1947) [*The Oxford History of England*, Vol. II.]
- (13) *Ibid.*, p. 672.
- (14) J. E. A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England from the English Settlement to 1485* (London, 1937).
- (15) *Ibid.*, pp. 74 f., 99.
- (16) *Ibid.*, pp. 79, 151.
- (17) *Ibid.*, index.
- (28) F. W. Maitland, *Domesday Book and Beyond* (Cambridge, 1897), pp. 304—310. 因みに「メイタランドは「feudalism」を彼れ流に解して次のように定義している。『やじ「封建制」なる語は現在不正確なる語であり、将来も常にそのようなものであらうが、疑いもなく、さまざまなる時代、さまざまなる場所、大いなる妥当性を以て封建的と呼ばれ得る、災厄より生じ災厄を助長するところの、諸現象が現われている。然し乍ら、いま若し我々が該語を極めて広義に用いるならば——實際我々は屢々そうしているのであるが——、又いま若し数世紀を封建的として記述するならば、封建制はその場合

我々にとって我々の歴史上の一つの自然的な・必然的でさえある段階として現われるであろう。と云うことは、若しも我々が第十六世紀のイングランドを第八世紀のイングランドから途中封建制の一時期を経過することなしに出現せしめようとおもえば、我々は、どうしても人間の本性並びに彼の環境に於ける多くの計り知れない根本的な変化と云うものを仮定しなければならぬ、と云うことである。かくて我々が該語を右の広い意義に用いるならば（その場合かの蛮族の征服は一つの不変的事実として我々に与えられている）、封建制とは、文明を、仕事の分離を、分業を、国防の可能性を、美術・学問・文学・学究的閑暇の可能性を、意味している。即ち、凡そ大会堂も、写本室も、文書館も、諸侯の城郭がそうであるように、すべて是れ、真に封建制の造り成せる所のものなのである。』（前掲書、二二三頁）最近刊行されたメイトランドの此の古典的な書物の廉価版（issued in *The Fontana Library*, London & Glasgow, 1960）に附された“Introduction”（*ibid.*, pp. 15—22.）の中で、タイムズリッジの Edward Miller は、右の記述に現われたる如き、かのメタリックの極めて厳格なる封建制の定義とは凡そ対蹠的な、メイトランドの封建制の理解の仕方に就いて、『……………彼（メイトランド）は、思うに、夫れ（封建制なる語）を余りに厳格に解するよりもむしろ広く解することに実際の価値（positive value）の存することを主張せんとしたのであろう』と述べている。

- (19) 拙著『ノンズランド封建制の形成』（昭和三十四年）二三八—二四〇頁参照。
- (20) Stenton, *The First Century of Eng. Feud.*, pp. 124 f., 130.
- (21) *Ibid.*, p. 123, note 2.
- (22) Stenton, *The First Century of Eng. Feud.*, pp. 122, 128; *idem*, *Anglo-Saxon England*, pp. 626, 672. Cf. Round, *op. cit.*, pp. 261 f.; Petit-Dutailis, *op. cit.*, pp. 59, 62 f.
- (23) David C. Douglas, “The Norman Conquest and English Feudalism,” in *The Economic History Review*, vol. ix (1937), pp. 128 ff.
- (24) Douglas, *loc. cit.*, p. 129.
- (25) Cf. *ibid.*
- (26) Cf. Stenton, *The First Century of Eng. Feud.*, p. 130.
- (27) Douglas, *loc. cit.*, p. 132 f. Cf. R. R. Darlington, “Last Phase of Anglo-Saxon History,” in *History*, vol.

xxii (1937), p. 3.

- (38) Cf. Stenton, *The First Century of Eng. Feud.*, p. 214.
- (39) Stenton, *Anglo-Saxon England*, p. 672. 尚、同く著者の『英国封建制の第一世紀』七頁の『此の社会(初期インゴランド社会)の本質的性格(the essential character)は「ノルマン征服」に依り変化せしめられた』なる記述参照。
- (40) *The First Century of Eng. Feud.*, p. 114.
- (41) Stenton, *Anglo-Saxon England*, p. 674.
- (42) Stenton, *The First Century of Eng. Feud.*, p. 8. 尚、同く著者の『インゴランドサクソンインゴランド』六七頁の『農社会の構造はノルマン人の定着に依り重大なる影響を蒙らなかつた (... was not seriously affected by the Norman settlement)』なる記述参照。
- (43) Douglas, *loc. cit.*, p. 143.
- (44) *Ibid.*, p. 138.
- (45) Cf. *ibid.*, pp. 128, 132 f.
- (46) Cf. *ibid.*, pp. 133 ff., 137, 139, 143.
- (47) Cf. Maitland, *op. cit.*, p. 151. 尚、此処に現われたる封建的土地保有の諸形態に就いて詳しむべし。F. Pollock & F. W. Maitland, *The History of English Law before the Time of Edward I* (2 vols., Cambridge, 1895; 2nd edn., 1898), I, 240—252; 282—290. 参照。
- (48) Cf. Maitland, *op. cit.*, p. 152; Pollock & Maitland, *op. cit.*, I, 234 ff.; Paul Vinogradoff, *English Society in the Eleventh Century* (Oxford, 1908), pp. 232 ff.
- (49) 尚「征服」後のインゴランドに於ける騎士の特殊な軍事技術的機能に就いては、例へば、*Feudal Documents from the Abbey of Bury St. Edmunds*, ed. D. C. Douglas (London, 1932), pp. ci—cii; Stenton, *The First Century of Eng. Feud.*, p. 131. 参照。
- (40) Cf. Round, *op. cit.*, pp. 258—261.
- (41) 此の点には、我々が前記ラウソンの古典的な論文を読んで強く印象づけられる点である。尤も、宗教的な「直接受封者」

——大司教・司教また大小の修道院長 (abbot and prior) ——の場合、彼等に依る王の所望騎士数確保のための騎士采地の創設に當つて、時として王が之に干渉したる場合の存したることは、認められなければならない。詳しくは、Douglas, *Feudal Documents*, pp. xciv—c; *idem*, "The Norman Conquest and Eng. Feud.," pp. 130 f. 参照。

(28) Stenton, *The First Century of Eng. Feud.*, pp. 139—42; *idem*, *Anglo-Saxon England*, p. 627. Cf. Douglas, *Feudal Documents*, pp. cvi—cvii; *idem*, "The Norman Conquest", pp. 134 f.; Marc Bloch, *La société féodale, la formation des liens de dépendance* (Paris, 1939), p. 262.

二

い、中世のラテンの封建文書 (feudal document) に於て普通 *miles* (pl. *milites*) をもつて表わされた騎士——knight のアングロ・サクソン古形 *cnihtr* (pl. *cnihtras*) が、「ノルマン征服」以後イングランドに於て一般に社会的事物を表わす名辞としては Norman French 系統の称呼が風靡せる時に當つてイングリッシュとして生き残り、而も征服王の軍隊の主要な構成要素をなせるフランス風の騎馬武者——ノルマン・イングランド封建社会の「中心人物」そのものを表わすに到つたと云うこと(その際もと彼等を表わせるノーマン・フレンチの *chevalier* が却つて当時の被征服民の英人に依つて *cnihtr* と同一事物を表わすものとしてイングリッシュたらしめられたと云うこと) 斯かることは、そのこと自体真に我々の興味を惹くところの事実と言わねばならないが、夫れはさて措き、元来アングロ・サクソン語 *cnihtr* は、「アングロ・サクソン年代記」(Anglo-Saxon Chronicle)その他を通じて見る限り、その原意に於ては「まず」若者」次いでドイツ語 *Knecht* 同様「召使」或は「侍者」を意味している。而して、いま、第十一—十二世紀の後期サクソン・イングランドより伝われるオウルド・イングリッシュ(=アングロ・サクソン語)の数多くの文書に依つて、我々は、本質

的にクニフトがなんらかの有力者の家ノ子郎党たる者であり、平時は、常にその主君の家中に在つてその身辺近く侍り、主君がその領内の巡狩に出ずる時は之に供奉して主君を警固せねばならず、その奉仕はいわゆる身を以てする (personal) 奉仕であつたこと、を知るのである。⁽⁴⁵⁾ 而も、当時「征服」以前の第十一—十二世紀の時代に於て既に、斯かる一般的には 'servant' 或は 'household retainer' たるもののクニフトはまたようやく 'soldier' (家士) の性格を帯びつゝあつたと思われれることが、注目せられなければならない。即ち、斯かるその義務がその主君に対する "personal service" であつたところのクニフトは、平時に於てのみならず、戦時に於ても、常時その主君に身を以て奉仕する者として、恐らくは、その主君の意志に忠順に、主君の側近に在つて 'body-guard' として戦闘に従事したであらうと考へられるのである。ステンタンが引用している・のちのエインシヤム Eynsham 修道院長フルフリク Ælfric (ca. 955~1020) の九九六〇七年の間の著作に係る『聖徒伝』(*Lives of Saints*, ed. W. W. Skeat, 1881—1900 (Early English Text Society, vols. 76, 82, 94, 114)) 中、聖スワイヌフン Swithun (第九世紀ウインナムタ Winchester 司教) に関する説教 (元来ラテンの夫れの古代英語訳) に出できたるクニフト (*ibid.*, I, 460) は、まさしく馬に跨つて居り、其処にはまた劍 (*sword*) を佩びたクニフトも描かれてゐる。⁽⁴⁶⁾ そればかりではない。此の時代第十世紀半ば以降特に数多く残されてゐる遺言状の⁽⁴⁷⁾ 一つ——父王に先立ち夭折せる・エセルレッド Æthelred 二世 (r. 978~1016) の太子 (Ætheling) アセルヌタン Æthelstan が生前恐らくその病床に於て、一〇一四—一五年の間にいつか (つまり一〇一四年を *terminus a quo* とし一〇一五年を *terminus ante quem* とする關係——以下斯かる文書の推定成立年代の關係を簡単に一〇一四—一五の二つとく文書名のあとに括弧して注記す) 作成せる遺言状の中には、⁽⁴⁸⁾ 'soþu' Ic gean 'n' Æþelwine minon. Cnihte þæs swurdes þe he me ær sealde. (余は、余のクニフトたるエセルウィーネに、彼が余に呉れたる劍を譲渡す。) なる一節

があり、斯かる太子と云った貴人のクニフトたる者が、もともと劍の如き武器の所持者なりしことを明白に物語っているのである。

而して、いま上述の如く一部軍事的機能を帯びたいわゆる 'quasi-military' なる household retainer (retinue) として一般的に性格づけられる所の、斯かるクニフトには、当時、上記の遺言状の作成者アセルスタンの如く元来王室の一員にして成年者として別に分家せる太子の如き人物の許なるクニフトのほか、種々なるクニフトが見られた。即ち、其処には、まず、もと恐らくはケントの一セインと云う以外委細不明のゴドウィーネ Godwine なる者の、その求婚せる娘の母親ビルフリック Byrhtic との間に取交わせる婚約書(一〇一六—一〇二〇)⁽⁴⁹⁾中に、保証人として現われる Kar-[1] ðæs ciniges cniht の如く、元来王をその主君とせる「王のクニフト」もあつた。また、州太守——此の時代普通数箇の州(A.S. scir)に跨つて、形式上は兎も角王権に下屬しながら事実上各州の世襲的統治者たる地位を占めた、王に次ぐ王国の主要人物で時には王家の一員でもあつたところの *ealdorman* (L. comes) ——のアセルメール Athelmar の遺言状(九七一—九八二)⁽⁵⁰⁾中に、彼が「彼等の間に分割されるべきものとして」五ポンドを遺贈せんとせる所の、特に「余の家中のクニフトたち」として記されたる夫れの如き (And minum hiredenhtun v pund to geduel.)⁽⁵¹⁾後世のアール (earl) の前身をなすアアルドルマンなる地方的豪族をその主君となす所のクニフトもあつた。また、もとアアドムント Admund 一世 (r. 940—946) の後添いの后にして王の崩御後恐らく州太守 (*ealdorman*) のアセルスタン Athelstan と再婚せるアセルフレド Athelred の遺言状(九七五—九九二)⁽⁵²⁾中に、彼女に依りその死後その所領の一部のドニランド Donyland (Essex 州) に於けるヒドヒド (hide) ——一ヒドは普通一二〇エイカ標準)の土地を譲渡するべき者として現われる・ブリフトウォルド Brihtwold と呼ばれた彼女のクニフトの如き (7 ic gæan

Brihtwolve minnum cnihta para twegra hida. on Dunninglande ofer minnae daeg.)⁵³ 或は又その内證(internal evidence)に拠り前記ヘルフレド二世の治世年間にして・ノース Bath (Somerset 州)の修道院長としてマルフーン Eilfhære の就仕せる時以後成立と考へられる。ウルフワル Wulfwaru の遺言状(九八四—一〇一六)⁵⁴中に、金貳拾マンス (manus——金壹マンシスは銀參拾マンス)に値いする一本のバンドを共同に遺贈するべき者として現われる。アルフメール Eilfmaer, アルフウエマルド Eilward, ウルフリッ Wulfric, ウルフスタン Wulfstan と夫々呼ばれる彼女の四人のクニフトたちの如き(And ic geann minnum feower cnihtum. Eilmaere 7 Eilwerde, 7 Wulfrice, 7 Wulfstane. anes bendes on twentigum mancussum goldes.)⁵⁵之を要するに貴婦人をその主君とするクニフトもあつた。のみならず、其処に猶一〇三五年或は一〇三七年成立の、イースト・イングリア East Anglia(今日の Norfolk, Suffolk 両州地方)の司教アルフリク Eilfric の遺言状中に、四拾バンドの遺産が支払わるべき者として現われる。彼の「ステュワードたち(stewardas)が知れる」彼のクニフトたちの如く(7 sela man mine cnihtas pa mina stiwardas witan. xxx. punda.)⁵⁶俗人ならざる・教会修道院等宗教団体の首長をその主君と仰ぐところのクニフトも存したことが、後述する所との關聯に於て留意せられなければならない。

而していま、右に見たる如く当時の文書に往々その名を明示せられて現われる、斯かるクニフトが、飽くまで本来 household retainer でありながら、また必ずしも卑賤ならざる、宛かも大陸(ドイツ・フランス)に於ける此の時代の ministeriales の地位にも比せらるべき⁵⁷相対的に特權的な身分を構成する者であつたことが知られるのは、真に興味深い所である。例えば、先に引用せる・アセルフレドの遺言状に於ては、前引箇所につづいて、彼女がその死後夫彼女の聖職者(「私の聖職者」mine prest)たるアルフウォルド Eilwold ならびにアセルメール Eilhelmaer 兩人

にも、(彼女の血族アルフイエフト *Alfgeat* に対すると同様に)同じドニランドに於ける同量二ハイドの土地を譲渡す(7 ic an Alfwolde minum prooste twægra hida on Dunninglande ofer minne dæg. 7 ic gean *Aþelmaere minum* prooste twægra hida on Dunninglande ofær[?] minne dæg. 7 ic gean *Alfgeate minum* megr. *twægra hida on Dunninglande ofar minnæ dæg.*) 誌されて居り、是に由つて觀れば、彼女のクニフトの前記プリフトウォルドは、その主君に依り少くともその土地財産の遺贈の上に於ては、まさに主君の聖職者並みの扱いを受ける者であったことが知られる。同様の記述は、いまその内證に拠つてロンドンの司教アルフウェアルド *Alfward* の司教職在任期間中に成つたと推定される、レオフイーフ *Leofifu* なる貴婦人の遺言状(一〇三五—四四)⁽⁵⁷⁾の中にも見出される。即ち、彼女は其処で、そのローファド *Lawford* (エシクス州)に於ける所領を、彼女の家中牧師(*hirdpreost*)のアセルリック *Athelric* なる者と、アルフリク *Alfric* なる者と、「彼女に将来最も良く仕へるならん」彼女のクニフトたちとに、共同に遺贈すべき旨認めていたのであつて、此処でも亦我々は、此の貴婦人のクニフトとしてその身を以てする家事業上の奉仕の特に顯著なる者が、将来彼女の遺産の分配に当り、恐らくさきのアセルフレドの遺言状に於ける「彼女の聖職者(*proost*)」と本質的に同じものと思われる・本遺言状に於ける *hirdpreost* —— 此の貴婦人の邸宅附屬の礼拝堂附チャプリンと同格なる扱いを受くべきことが、約束されているのを知るのである。然し乍ら、当時一般にクニフトがその主君たる有力者の家産制的(*patrimonial*)な支配に於ける管理職的勤務(マックス・ヴェーバー)の遂行者として比較的高い地位を占める階層を表わしたことを端的に物語るものは、⁽⁵⁸⁾以上の諸記述よりも、次の記述——一〇二二年成立と推定される・シャーズボーン *Sherborne* (Dorset 州)の修道院がその所領の一部(*Holconb*)をかのアセルフレド二世の太子(*Atheling*)エドムンド(有名な *Edmund Ironside*)に其の生涯に亘つて貸付ける

旨約定せる所の文書(59)の末尾の證人名簿である。即ち、其処には、大司教・司教・アールまた修道院長らと並んで、エドムンド自身の家産制的官職の担い手たちが證人として連署しているのであるが、夫れは『太子の“discpen”たるレオフウィーネ Leofwine、彼のクニフトたちなるアルフイェフト *Ælfgeat* ならびにアルフウヰマルド *Ælfweard*、その他すべての彼の家中の者。』(7 *Lofwine æpelinges discpen* · 7 *Ælfgeat* 7 *Ælfweard his cnihtas* · 7 *ealle þe geofre hiredmen.*)とあつて、アルフイェフトとアルフウヰマルドなる二人のクニフトは、いま“discpen”と呼ばれる所の一種の *seneschal* (L. *discifer; dapifer*)⁽⁶⁰⁾——かの *steward* と同様の職能の(但し身分的には元來ステュワードよりいくらか高かつたと考えられる)概して高級の家産制的官吏——たるレオフウィーネと並んで、一般に太子の家中の者のうち僅かにその名を記録に留めるところのメンバーをなしているのである。而も、クニフトは斯かるディスクセーン——セニシャルの同意語として用いられる場合をえあつたことが、また飽くまで留意せられねばならない。例えば、既引の太子アセルスタンの遺言状には、其処に『而して余は、余の父エセルレド王に、かのチョールタン *Chalton* (Hampshire 州)に在る土地を、余が既に余のクニフトたるアルフメール *Ælfmar* に譲渡したる所の八ハイドを除き、譲渡す。』(7 *Ic geann minon fæder Ælþeode cynges. þæs landes æt Cealhtune buton þam ehta hidan þe Ic Ælmaere minon cnihte geunnenen hæbbe.*)と云ふ一節があるのであるが、本遺言状の他の箇所には、其処にまた『余は、余のディスクセーンなるアルフメール *Ælfmar* にキヤサリントン *Catherington* (ハンブシャ州)に在るその八ハイド〔の土地〕を譲渡す。而して斑の種馬一頭をも。又〔柄の或は鞆に裝飾の〕切込みの有る劍一振をも。更には余の田植(targan)一面をも。』(*Ic geann Ælmaere minon discpene. Para ehta hida. æt Catheringtune. 7 anes fagan stedan. 7 þæs seardan swurdes. 7 mines targan.*)と云ふ。此の場合、後者の記

述に於けるキャサリントンは前者の記述に現われるチョールタンから僅々約二哩しか隔つて居らず、チョールタンを中心にしてのあたり一帯の土地が大きく譲渡の対象となる場合キャサリントンは当然その中に没するものと見るのが常識であろうから、そこで此の両記述は結局のところ恐らく同一の譲渡に関して居り、クニフトのアルフメールとディスクセーンのアルフメールとはもともと恐らく同一人物ならんと思われ、従つて或る特定の間人が或る時はクニフトとして又或る時はディスクセーンとして立ち現われた場合も往々あつたであろうことが、大いなる蓋然性を以て推測せられるのである。⁽⁶¹⁾

然らば、右に見たる如きクニフトは、その主君に依りいま物質的に如何に扶養せられていたであらうか。

彼等は、本来的には、まずその主君の「食卓に於ける給養」に依つて、次には主君の帑庫に於ける財物並びに金銭の貯えの一部を(概して現物形態にて)主君の自由裁量に基き給与せられることに依つて、扶養せられたと思われ。⁽⁶²⁾

然し乍ら、当時「ノルマン征服」に近き第十一—十二世紀の後期サクソン・イングランドに於ては、其処に、既に、主君よりヴェーバーのいわゆる Pfünde として土地を授与せられ、事実上土地を保有せる所のクニフトも亦、存したる事実を我々は飽くまで看過することは許されない。

特に、斯かるクニフトに於ける事実上の土地保有の典型的事例は、教会修道院等宗教団体のクニフトに於て、彼等の一部がその主君に依り土地の lease を grant せられると云う形で、多く見られたことが注目せられる。

そのまず第一例。——九六一年にウスタ Worcester の司教となり、九七二年ヨーク York の大司教に就任、九九二年の其の死に至る迄此の両管区を保有せる、かのエドガール王時代の修道院改革運動の推進者たり、有名なラムジイ Ramsey 修道院の設立者の一人たる、オスワルド Oswald は、その未だヨーク大司教就任以前の九六九年に、「オ

スルフ Oulf と名付けらるる所の或る一人のクニフトに対して」(sunnum cnihre þæm is Oulf nama) 夫々ウス
 タ州 (Worcestershire) に在る「それらに精通せる人々に依りテディンタン Tedington, オールスタン Alstone と
 呼ばれるところの二箇の村(tun——事実上此の司教の荘園)に於ける□ハイド【の土地】を」(… hida on twam tunum
 þe fram cupnum mannum Teotington 7 Aelfsigestun sint gehatene) [——ハイド数は闕字] 神の愛のために又
 余等の間柄のために」(for Godes lufan 7 for uncre sibbe) 彼らに附屬せるすべての物件とともに彼(オスルフ)
 の生涯に亘って自由に讓渡した(mid eallum pingum tofreon þe þærto belimpað his dæg forgeaf.)⁶⁸ その場合
 その土地は、「そが彼(オスルフ)に讓渡せらるるかぎり」(gief him þæt giefæpe bið) 彼(オスルフ)の死後は
 その二人の相続人即ち彼の子供たちのうちの最も長命なる者に」(æfter his dæge twann erfewardum þæt beo
 his bearn swile lengest mote) 讓渡せらるべきものとせられた。而して夫れは「その子供たちの死後は、彼の妻
 エフマリーフ Eadlifu が彼女の生涯のあひだ相続」すべきものとせられ (æfter para bearna dæge fo Eadleoðu to
 his gebedde hire dæg) 彼女の死後は彼女は彼女の兄弟たち二人のうち彼女の好む所の者に遺贈」すべきこと
 が定められ(æfter hire dæge becwæpe hire broþrum twann swile hire leofest) 彼等の死後はそれは神聖なる場所
 (= 教会)に復帰」すべきことが定められた (sy æfter hieora dæge eft into þære halgan stowe.) 而して「そ
 は、フェルド fýrd [に従軍する]義務 (ferdfare) 城壁 [築造修復] 工事 [に参加する義務] (walgæweorc)
 橋梁 [架設修理] 工事 [に参加する義務] (bryggægeworc) を除きて、すべてのもの(負担)を免除」せらるべきこ
 とが約定せられた (Sy hit ælces pinges freoh butan ferdfare 7 walgæweorc 7 bryggæweorc)。

第二例。——右のオスワルドは、エドワード殉教王 Edward the Martyr (r. 975~978) 時代] そのヨーク大司教

就任後の九七七年に「エセルウォルド *Æthelwold* と名付けらるる所の或る一人のクニフトに對して」(*sumun cnihte þæm is noma Æþelwold*)⁷ ウスタ州に在る「それに精通せる人々に依りウルヴァタン *Wolverton* と呼ばるる所の二ハイドの土地を、そのうち当の大司教が彼自身のために「彼の食料をなす」小麦の「栽培」地としてケムシイ *Ke-msey* なる彼の村 (*his ham*——彼れ大司教の事実上の莊園)に所屬せしめたる六〇ヘイカ「の土地」を除き」(*ii. hida buton. Ix. æcran þ hæft se arcebisceop genumen into Cymesige to his hame him to hwætelande þe fram cupun mannum Wulfingctun is gehaten*)⁸ 「それに附屬せるすべての物件ととも彼 (エセルウォルド) の生涯に亘り自由に讓渡」した (*mid allum þingum þe parto belimpað freolice his dæge forgeaf*)⁽⁶⁴⁾。その場合、その土地は「彼 (エセルウォルド) の死後は、二人の相続人に」(*æfter his dæge twam yrfeardum*) 「讓渡せらるべきものとせられた」。而して夫れは「彼等の」旅立きの後は、その司教の用に供せらるべきウスタなるその神聖なる場所 (= 教会) に」(*æfter heora forðsipe to þære halgan stowe into Wiogornaceastre þæm bisceope to bryce*) 「復帰すべきことが定められた」。而して「それは、フェルダに從軍する」義務、城壁「築造修復」工事「に参加する義務」、橋梁「架設修理」工事「に参加する義務」、教会「のため」の運搬「賦役」(*cyrcanlade*) を除きて、すべてのもの (負担) を免除「せらるる」ことが約定せられた (*sie hit ælces þinges freoh buto ferðfare 7 walgeworc 7 brycgeweorc 7 cyrcanlade*)⁹。

第三例。——同じオスワルドは、恐らく九七七年に「ウルフイェフト *Wulfgeat* と名付けらるる所の或る一人のクニフトに對して」(*sumun cnihte þam is Wulfgeat noma*)⁷ ウスタ州に在る「ロムブルタン *Himbleton* に於ける一ヘイカ「の土地」を」(*an hid æt Hymelune*)⁸ 「それに附屬せるすべての物件とともに彼 (ウルフイェフト) の

生涯に亘り自由に讓渡」した(*mid eallum pingum þe þærto beimpað freolice his dæge forgeaf*)⁽⁶⁵⁾。その場合、その土地は「彼(ウルフイエアト)の死後は、二人の相続人」(*æfter his dæge twæm yrifweardum*)「讓渡せらるべきものとせられた」。而して夫れは「彼等の」(永遠の)「旅立ちの後は、その司教の用に供せらるべきウスタなるその神聖なる場所(=教会)に」(*æfter hiera forðsipe to prære halgan stowe into Wigernaceastre þæm biscope to bryce*)「復歸すべき」ことが定められた。「更に、その土地は、教会税(*ecclesiasticus census*)⁽⁶⁶⁾を除き、すべての負担を免除」せらるべきことが約定せられた(*Sit autem terra ista libera omni regi nisi ecclesiastici censi.*)。

第四例。——一〇三三年以降一〇三八年の其の死に至るまでウスタの司教の地位に在った、ブリントム Wulfmær に「(Wulfmær is) 恐らく司教就任直後」(余の(——ブリントム)の)クニントたるウルフメール Wulfmær に「(Wulfmær minum cnihte)」「(ツロスタ州(Gloucestershire)の)コールド・マスタン Cold Aston (S.)に於ける二ハインの土地を」(*twegra hida landes in Eastune*)、彼(ウルフメール)の優れたる功績に対して」(*for his godra gearnunge*)、彼(ウルフメール)がそれらを「ブリントム」の前任者たる「司教レオフシエ Leofsige」[在職一〇一六—一三三]の許に保有せるとおなじく十分に、おなじく完全に「[保有すべく]」(*swa ful 7 swa forð swa he hit hæfde under Leofsige. þ.*)讓渡した⁽⁶⁷⁾。その際、司教は、次の如くに宣言した。『彼(ウルフメール)にしてそれらを没収せらるべきを限り (*butan he hit forwyrce*)、ウスタなるその神聖なる場所(=教会)に對する正当なる服従を代償として (*to rihtere geyrsumnyse · into ðære halgan stowe to Wigernaceastre*)、余の許に彼(ウルフメール)「並びに彼の相続人たち」は向後三代の間それらを保有し、且つ活用すべし (*under me syðþan hæbbe he 7 wel þruce þreora manna dæg*)。』⁽⁶⁸⁾

以上、当時、クニフトを対象として教会貴族に依って行われたリースの授与に関する若干の文書の内容を可能なる限り忠実に摘録してみたのであるが、その際注目せられるのは、次の諸点でなければならない。まず、第一に、三代時として二代に亘って貸与せられ、その期間を過ぎればその本来のリースの授与者に復帰 (reverse) せしめられるところの、斯かるクニフトの保有地が、夫れ自体としては世襲的 (hereditary) なる相続財産 (inheritance) に非ざるものとして、形式上厳密なる意義に於ける *feudum* ではないと云うこと、第二に、特にいま第四例より明かなることく、斯かるクニフトの保有地が、一応、「優れたる功績」と云った被授与者の過去の奉仕に対する報償 (reward) として授与せられていると云うこと、第三に、たとえ将来に於ける被授与者の奉仕に関して文書に記載せられる所があつても、斯かるクニフトの従属的、土地保有の場合、その土地保有条件たるや概して明確性を欠き、就中軍事的奉仕の義務に関していまその量が明確に規定せられていないと云うこと、などである。

然し乍ら、アングロサクソン時代末期第十一世紀の時代に於ける、右に見たる如き宗教団体の一部クニフトに対する土地の lease の授与を以て如何なる意味に於ても封建的土地所有の形成に係わりなきものと断ずることは、許されない。いったい、当時、後期サクソン・イングランドに於ては、教会また修道院は、単に神或は聖者に寄進せられたるものの言わば「管財人」に過ぎざるその本来の立場よりして、その土地財産「そのブックランド (A. S. *boc-land*)」を⁽⁶⁸⁾少くとも形式上は永代的に (in perpetuity) 譲渡することをなし能わなかつたのであるが、斯かる教会・修道院に依って採用せられたる法形式こそ、いま右に見たるが如き教会・修道院の一部クニフトに対する土地のリースの授与なる形式に外ならなかつたのであつて、斯くの如き教会・修道院に依る土地の loan —— アングロサクソン語にいわゆる *lan* は、凡そ *Lehenswesen* なる近代の造語の基体をなすドイツ語 *Lehen* と⁽⁶⁹⁾いまその同語源であ

る事よりも察知せられるように、たとえ夫れ自体は世襲的ならざるものであつても、事実上既に *feudum* とその実態に於て異らざるものを表わしたのである。即ち、当時の教会・修道院のリースの授与に関する文書には、其処に常に、さきに我々が見たる如く、一定の期間を経れば貸付けられたる土地が再びその本来のリースの授与者の許に帰るべきことを規定せる・嚴重なる復歸条項 (*reversionary clause*) が含まれていたのであるが、然し乍ら、当時、若干のリースの授与者が屢々その満期後の契約更新に関する規定を設けたほど、しかく右の「復歸条項」は現実には是れを施行することは難く、リースの被授与者の権利が *ad infinitum* にならんとするのを止め得なかつたのである。這般の事情は、此の時代大陸フランクに於てアングロ・サクソン語の *len* に當る中世ラテン的表現の *praestium* が一般に *feudum* 發展の出発点を形成したると、何ら相違する所がなかつたものと思われる。⁽²⁰⁾ 而も、いまオスワルドの如き当時の宗教団体の首長が斯くそのクニフトの一部にその土地を貸付けたる場合、当該土地が、フェルドに従軍する義務、城壁または城塞の築造特に修復の工事に参加する義務、橋梁の架設特に修理の工事に参加する義務なる以上三つの *trinoda necessitas* を除き⁽²¹⁾、一切の国家・国王に対する世俗的義務負担を免がるべく定められたと云うことは、ほかならぬ、斯かる宗教団体の首長がそのクニフトに対し、単に土地のみならず、その土地に関する不輸入権 (*immunitas*) と裁判権 (*A. S. sac and soc*) とをまた *loan* したることを意味していることが、飽くまで注意せられなければならない。⁽²²⁾ 而して、当時の宗教団体の一部クニフトたちが斯く土地を貸付けられたる代償として履行せねばならなかつた其の土地保有条件に就いて之を仔細に検討してみると、我々は、其処に、「ウスタなるその教会に對する正当なる服従」(第四例)の如き、或は「教会のための運搬賦役」に従事する義務(第二例)の如き、將又「教会税」納付義務(第三例)の如き、元來彼等クニフトたちの直接の、主君たる・当該リースの授与者に對する奉仕

義務と、彼等が彼等の主君に依り彼に代つて果すべく要請せられた所の・前記の *trinita necessitas* の如きその国家に國王に対する奉仕義務と、以上二種の奉仕義務の存することを発見するのであるが、斯かる區別こそは、後世「征服」以後のイングロノルマンの封建法学者の専門用語を以てすれば、凡そ *feudum* の負担に係わる奉仕義務の二大範疇としてのいわゆる *intrinsic* な奉仕の義務といわゆる *forinsec* な奉仕の義務との區別に正しく照応するものなることが、注目せられるのである。⁽⁷³⁾

一般に軍事的機能を帯びた (*quasi-military*) 'household retainer' なる本来家産制的官吏 (*Patrimonialbeamte*) にして今やその一部の者が又 *de facto* の封建的土地保有者として成熟しつつあったところのクニフトは、第十一世紀の後期サクソン・イングランドに於て、教会貴族の許に於てのみならず、世俗の大土地所有者の許に於ても恐らく普く存したであろうと思われるが、遺憾ながら、今日之を立證し得る史料は残されていない。

却説、我々は、上来、「ノルマン征服」に至るイングロノサクソン時代末期イングランドに存在せるクニフトなる階層の実態に就いて史料の許す限り聊か考察する所があつたが、然らば、彼等は、その後生起せる「征服」を通じて、如何になつたであろうか。

「イングロノサクソン年代記」一〇八三年「「征服」以後十七年」の条を読むと、其処には、次の如き興味ある記述が見出される。此の年、南西イングランドのサマセット Somerset 州に在るグラスタンベリ Glastonbury 修道院に於て、修道院長サースタン *Thustan* と彼の監督下にある修道僧たちとの間に、確執 (*ungehewenes*) を生じた。夫れは、もとサースタンが僧院運営上数々の不手際を演じた、サースタンの僧院長としての知恵の無知 (*unwisdom*) に起因せるものであつたが、修道僧たちの側には初め充分妥協の色が見えたにも拘らず、サースタンが彼等の進言に何

ら耳を傾ける所が無かったがため、事態は急激に悪化して、遂に一日、両者間に正面衝突を来した。即ち、修道僧たちが僧会会議場 (*capitula*) に在ったとき、サースタンは、『俗人たち (*leweede mannum*) を呼び寄せ、彼等は完全に武装して (*full gewepede*) 僧会会議場に闖入、修道僧たちに襲いかかった』。修道僧たちは、驚愕、為す所を知らなかったが、『併し「俗人たちは斯かる彼等に情容赦なく」矢を射かけた (*ae to scuton*)』。そこで何人かの修道僧たちは〔当修道院附属の〕教会 (*cyrcean*) に逃げ込み、内側から扉に錠をおろして了った。猶も追求の手を緩めぬ俗人たちは、彼等を追って教会 (*myster*) 〔の扉を毀ちその〕内部に進入、彼等を「教会の」外に引きずり出そうとした。かくて、『その日、一大惨事が出来した。仏蘭西人たち (*ba Frerisce men*) は「教会内陣の」聖歌隊席 (*chor*) に乱入、修道僧たちにいる祭壇 (*weofode*) (目懸けて、交々飛道具 (槍 ?) を投げつけた (*torfedon*)。クニフトたちの中の若干の者 (*sume of ðam cnihtan*) は、『側廊の二階の棧敷の?』階上に駆け上って、『階下の』内陣を「絶えず」矢もて射おろし (*scedon adunward mid arewan*)、祭壇上に立つ十字架 (*rods*) の表に彼等は数多くの矢を打込むに至った (*sticdon on mænige arewan*)。』——物語はまだつづくが、兎に角、此の「征服」直後のイングランドの地方の一僧院に起ったところの・当代の一般に修道院長なる高級聖職者とその配下の下級聖職者 (修道僧) との関係が如実に知らしむる好個のエピソード的事件の結末は、『かくて血潮は祭壇より階段 (*gradan*) に、階段より床 (*fore*) 上に流れ出で』、修道僧たちは、爰に死者三名、負傷者十八名を出して、完全にアボット権力の前に潜伏するに到ったのである。⁽²⁴⁾

右の「年代記」の一節に現われたる、フランス人すなわちノルマン人たる俗人にして、僧院長の不時の召集に応じ、完全武装して出動し、そのモンク制圧の命令を畏み遂行する、時にまたクニフトと呼ばれる所の人物が、抑々そ

の主君たる者が機に臨み、己れの意志を実現すべく、間髪を容れず行使し得る所の彼の身近な常備的武力を体现した限りに於いて、当時のノルマン・イングランド封建社会の「中心人物」たる、かの「騎士采地」(*fiefdom militis*)を授封(*enfeoff*)せられたナイトに非ざることは、夙にダグラスも指摘せる如く、⁽⁷⁶⁾火を睨るよりも瞭らかなる所である。夫れは、まさしく、当代の一般に「直接受封者」たち特にいまそのうちの宗教団体(教会・修道院)を代表せる高位聖職者たちの許に普く見出される、「家中騎士」(*household knight*)に外ならないのである。

たとえば、おなじく「アングロ・サクソン年代記」の一〇八七年の条は、冒頭、此の年征服王の跡を襲い登極せるウィリアム一世(通称緒ら顔のウィリアム William Rufus, r. 1087~1100)の統治に対し同年復活祭の頃から勃発を見た、もと一部諸侯の彼を廢して彼の長兄ノルマンディ公(Duc de Normandie)ロベール Robert を擁立せんとする叛乱に関する記事を掲げているが、其処に我々は、次のような記述を読むことができる。『「叛徒たちは」ウスタ州(*Wiltshire*)に來襲、「此の地方を」劫略、焼夷して、とどのつまり、彼等は、その(ウスタ州の)首都(*port*)自体——ウスタ市)に達した。即ち、彼等は、その首都を焼き払い、その(ウスタ市に在る)「司教座のある」大寺院(*minster*)を掠め、その(ウスタ市に在る)王城(*cynges castel*)を彼等の掌中に収めんとしたのである。斯かる事態を見て、その(ウスタ市の)尊敬すべき司教ウルフスタン(*Wistan*)は心中甚だ穩かならざるものがあつた。けれど、当時、彼に、その(ウスタ市の)城を管理する責任は委ねられていたからである。然るに、そのとき、彼の家中的者(*his hired men*)は、少数の「その供の」者と共にその城より打って出で、神の慈悲に依って、又かの司教(ウルフスタン)の賞讃に値するもの——人格的価値)に依って、「敵人」五百人を或は殺戮し或は拿捕し、爾餘の者をすべて遁走せしめた。』⁽⁷⁶⁾即ち、此処に現われる「彼の家中の者」とは、確実に当時のウスタ司教の「家中騎士、

「の一部であると考えられる者であるが、このことは、いま、ダグラスの引用している『ウルフスタン伝』(Vita Wulfstani, ed. R. R. Darlington (Camden Society, vol. xi, 1928), p. 55.) 中の、ウルフスタンが『自身その家中(curia)に多くの騎士(milites)を有しつた。』(Habebat ipse in curia sua milites multos.)と云う記述に依つて、更に慥かめられる所である。⁽⁷⁷⁾

却説、これらの「征服」以後のアングロロマンの「家中騎士」が「征服」以前のアングロロマンの「クニフト」との間に示す、極めて顕著なる相似(analogy)の關係は、既に炯眼なる読者の先刻之を気付かれています所であるが、然し乍ら、翻つて惟うに、先人スタブズも言える如く、「二個の制度間に如何に多くの類似点が認められようと、夫れは、夫れのみにては未だ決してその一つのものの他のものよりの現実の由来關係(the actual derivation)を立證し得ない」わけである。⁽⁷⁸⁾

然るに、我々は、斯かる關係の定立のために、いま甚だ恰好なる史料を有している。夫れは、「ドゥウムズデイブック」第二卷〔通称“Little Domesday”〕中の、かのプリンス・テドマンズ Bury St Edmunds 修道院のサファク州内に有せる所領に関する記述の末尾に見られる、前世紀の初葉「ブック」収載数字の最初の集計者エリスに依つて『一僧院に属する retainers また servants の数に(ついで)「ドゥウムズデイ調査」(Domesday Survey)中に現われる唯一の報告⁽⁷⁹⁾』と称せられたものを含む所の箇所である。即ち、其処には、⁽⁸⁰⁾「調査」当時(一〇八六年現在)、かの第九世紀のデイン人侵入期彼等に依つて捕えられ・そのキリスト教信仰の放棄を肯んぜず惨殺せられ・のち聖者に列せられた、イースト・アングリア国王エアドムンド Edmund (r. 855~70)の墓所のあるベリス・テドマンズ修道院を中心とした其の周辺の土地——夫れは未だ後世の如く都市(borough)なる名称を与えられず依然村落(vill)と呼ば

れているのであるが——斯かる村が、曾つてエドワード懺悔王時代「当時、耕耘・播種せられ〔耕作に用ひられ〕たる土地を含めて、今や〔懺悔王時代当時よりも〕より大なる範域に互りあたる」ことが述べられ(modò uero maiorí ambitu continetur de terra qui tunc arare et seminabatur)その土地に、「当修道院の本来の修道僧以外に」全体で三十人の、司祭(presbyteri)・助祭(diaconi)・牧師(clerici)同様全体で二十八人の、修道尼(nomæ)と「王のためまたすべての基督者の人々のため日祈りを捧ぐる貧しき者ども」——修道院の被救恤民⁽⁸¹⁾ (pauperes qui cotidie pro reges et omni populos Kristiano deprecantur)の存在せることが述べられたのち、尙次の如くあるのである。『其処には、「また」全体で八十人より少きこと五人(LXXX minus quinque——七十五人)の、パン焼人(pisiores)・エイル醸造人(ceruisarios)・仕立職人(sartores)・洗濯婦(lauctores)・靴職人(sutores)・長服仕立人(Parmentarii)・料理人(kocos)・門番(portitores)・家令^{スライト}(dispensatores)が存す。而してこれらすべては日毎聖者(——聖エドムンダ)並びに修道院長(——ブリヒムンヒラドマンツ修道院長)並びに教団員(——同修道院修道僧)に奉仕する所の者なり(et hi omnes cotidie ministro Sancti et abbati et fratribus)。これらの者以外に、其処には、同じ村に彼等の家屋を有する、十三人の、司宰^{リイザ}(Prepositus)の土地の上に在る者(——即ちその土地のテナント)が存し、⁽⁸²⁾ 彼等の下に五人のボーディア(bordarius)たち「が存す」。「而して」今や仏蘭西人並びに英吉利人のすべて三十三人の騎士たち「が存し」、彼等の下に二十二人のボーディアたち「が存す」。「かくて」今や全体を通じてエドワード「懺悔」王時代に耕作せられたる聖エドムンダ「修道院」の土地のドメイン(dominium)には三四二月の家屋「が存す」。《Praeter quos sunt XIII super terram prepositi qui habent domos suas in eadem uilla et sub eis v bordarii, Modo XXXIII milites inter Francos et Anglicos et sub eis XXII bordarii, Modo inter totum

右の「ブック」の記述箇所就いてまず注目せられることは、今や(modò)——一〇八六年の「調査」當時に於て、此の聖エドモンド修道院の所在する村(villa)は、抑々此の修道院のドメイン(dominium)をなしたと云う事実である。而も、夫れは、二十年前のエドワード懺悔王時代(tempore Regis Edwardi)當時に比して、今やその村域を拡大し、その人家数も最早量的には、ハロウと呼ばれて然るべき程の三四二戸の多きを数え、それと共に言わば、villa rustica 的性格のものより villa urbana 的性格のものへ脱皮するに到つていたと云うことである。而して、かかるドメインには、宛かも古代ローマのウィラに於ける familia urbana にあたる、もと奴隸身分(一般に servii cotidiani) 出身の種々なる階層のサーヴァント——パン焼人・エイル醸造人・料理人・門番・洗濯婦の如き男女の「家僕」、或は仕立職人・靴職人・聖職者用長服仕立人の如き「隷属的家内手工業者」のほか、我々がさきに「⁽⁸³⁾征服」前夜当イーストリアングリア地方の司教たりしアルフリク⁽⁸³⁾の遺言状中に認めたる所のアングロサクソンの 'stewardas' (一九頁参照) にあたる、 \vee dispensatores⁽⁸⁴⁾の如き「家産制的官吏」——が存したのであるが、然し乍らいま我々にとって最も興味があるのは、猶其処に、当時此の修道院所領の管理に当れる・同様な産制的官吏たる reeve の其の管理職的勤務に対する "Pfründe" としての土地(ヴェーバー流に言へば "Dienstland") のテナント十三人が存したほか、一〇八六年現在、フランス人すなわちノルマン人とイギリス人の双方併せて三十三人の騎士(miles)たちが存していることである。即ち、此処に現われる騎士は、彼等が飽くまで当修道院のドメインに存する限りに於て、我々は之を以て如何にしてもかの騎士采地を授封せられたる騎士と見ることは許されず、我々は彼等を正しく当修道院の家、中騎士と看做さざるを得ないのであるが、⁽⁸⁴⁾その場合、彼等の中にいまノルマン人と並んでイギリス人の存

することは、爰に我々をして否応なしに、凡そノルマン・イングランドのミーレスの一部としての家中騎士の制度の、もと根本的に、サクソン・イングランドのクニフトの制度に由来せるものなることを、確信せしめるのである。

元来、エドワード懺悔王時代の末年一〇六五年前任者レオフスタン Leofstan の跡を承けて当修道院の院長に就任せる、もと大陸バリ近郊サン・ドゥニ St Denis 修道院出身のボードゥアン Baudouin —— ホールドウィン Baldwin (一〇九八年、ウィリアム二世時代現職のまま死歿) は、サクソン・イングランドの宗教団体(教会・修道院)の首長が多くの場合そのような運命を辿れる如く、「征服」以後も、いま征服王に依ってベリ・ス・テドマンズ修道院長として懺悔王時代以来のその所領を「安堵」せられ、ノルマン王の「直接受封者」たることとなったのであるが、その場合、その「征服」以後ノルマン王に依り維持すべく要求されたる騎士数確保の手段として、彼が一方に於て新来のノルマン人の従士たちにその所領の一部を「騎士采地」として分割・授封し、以て彼等を己れの騎士として維持せんとしたことは、今日彼の残せる第十一世紀本修道院の土地台帳——いわゆる“Feudal Book of Baldwin”(1087—98)中に、多数の *feudati homines* への現われることに依って、実證せられる所である。⁽⁸⁶⁾ 然し乍ら、聖エドマンド修道院長ポールドウィンは、斯かる方法に依つてのみ、そのノルマン王に依り要求されたる騎士数を充足せしめたものではなかつた。彼の従来サクソン・イングランドの宗教団体の首長として養い来れるクニフトをも(一部新来のノルマン人を容れつつ)之に充当したのである。否、当初はむしろ基本的には、斯かる家中騎士を充実整備することに依つて、彼は、「直接受封者」としての彼の王に対する奉仕の義務を果さんとしたと考えられ、その場合従来(の)アングロ・サクソンのクニフトは、新たにノルマン・イングランドのミーレスの一翼を形成するものとして、彼等の従前知らざりし所の馬上戦闘の軍事技術に熟達すべく大いに訓練せられたるものと想われるのである。

かくて、いま斯かるヘリ＝スン＝テドマンズ修道院長の夫れに依って代表せられる如き、一般に「征服」直後のイングランドに於ける宗教団体の首長の「家中騎士」の存在のうちこそ、我々は、まず、サクソン＝イングランドの伝統をノルマン＝イングランドの社会の上部構造の現実に媒介すべき“institutional continuity”の集中的に表出せられあるを認めねばを得ないのである。

- (42) Cf. Stenton, *The First Century of English Feudalism*, pp. 132, 135; Douglas, *Feudal Documents from the Abbey of Bury St. Edmunds*, p. ci, note 2; Frank Barlow, *The Feudal Kingdom of England, 1042—1216* (London, 1955), p. 116.
- (43) Cf. *Two of the Saxon Chronicles Parallel*, ed. Ch. Plummer (2 vols., Oxford, 1892—99), I, Glossary; Bosworth-Toller, *An Anglo-Saxon Dictionary*, s. v. cniht.
- (44) Stenton, *The First Century of Eng. Feud.*, pp. 133, 135; *idem*, *Anglo-Saxon England*, p. 627.
- (45) Stenton, *The First Century of Eng. Feud.*, pp. 129, note; 133.
- (46) この私的文書史料の一形態の現存状況その他に就いて、詳しくは拙著『ノルマン丁封建制の形成』二六六頁参照。
- (47) *Codex Diplomaticus Aevi Saxonici*, ed. J. M. Kemble (6 vols., London, 1839—48), No. 722; *Diplomatarium Anglicanum Aevi Saxonici*, ed. B. Thorpe (London, 1865), p. 557; *A Hand-Book to the Land-Charters, and other Saxon Documents*, ed. J. Earle (Oxford, 1888), pp. 224 f.; *Anglo-Saxon Wills*, ed. D. Whitelock (Cambridge, 1930), No. 20. Cf. *English Historical Documents*, Vol. I (ca. 500—1042; ed. D. Whitelock, London, 1955), No. 130 (pp. 548 ff.).
- (48) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 732; Thorpe, *Diplomatarium*, p. 312; Earle, *Land-Charters*, pp. 228 f.
- (49) *Liber Monasterii de Hyda*, ed. E. Edwards (Rolls Series; London, 1866), p. 254; Whitelock, A. S. Wills, No. 10.
- (50) 前掲拙著、三五二頁、註(21)参照。

- (22) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 685; Thorpe, *Diplomatarium*, p. 519; Earle, *Land-Charters*, p. 364; *Crutarium Saxonium*, ed. W. de G. Birch (3 vols., 1885—93), No. 1288; Whitelock, *A.-S. Wills*, No. 14.
- (23) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 694; Thorpe, *Diplomatarium*, p. 528; Whitelock, *A.-S. Wills*, No. 21.
- (24) 堀内謙三『十三回試』註(29) 參照。
- (25) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 759; Thorpe, *Diplomatarium*, p. 567; Earle, *Land-Charters*, p. 240 f.; Whitelock, *A.-S. Wills*, No. 29.
- (26) Cf. Douglas, *Feudal Documents*, pp. cvii f., note 5.
- (27) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 979; Thorpe, *Diplomatarium*, p. 556; Whitelock, *A.-S. Wills*, No. 27.
- (28) Vgl. Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft, Grundriss der Sozialökonomik*, III Abt. (2 Bde., 3. Aufl., 1947), 2. Halbband, S. 693.
- (29) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 1302; Thorpe, *Diplomatarium*, p. 300; *Anglo-Saxon Charters*, ed. A. J. Robertson (Cambridge, 1939; 2nd edn., 1956), No. 74. Cf. Barlow, op. cit., pp. 9 f.
- (30) Cf. *Select English Historical Documents of the Ninth and Tenth Centuries*, ed. F. E. Harmer (Cambridge, 1914), pp. 121 f.; Whitelock, *A.-S. Wills*, p. 172.
- (31) Cf. Whitelock, *A.-S. Wills*, p. 170; Stenton, *The First Century of Eng. Feud.*, pp. 133 f.
- (32) Vgl. Max Weber, a. a. O., I. Halbband, S. 136; 2. Halbband, S. 697.
- (33) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 557; Birch, *Cartularium*, No. 1233; Robertson, *A.-S. Charters*, No. 46. 但、堀内謙三『ノルマン征服と封建制の形成』(『東洋学』)に於ては、土地を總括するに直接必要な「生牛のふたね (livestock) 及びその他の牛のふたね」(總括資本)を添えての「意」前掲拙著『三十一—三十四』二二八—二五頁等參照。
- (34) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 612; Robertson, *A.-S. Charters*, No. 55.
- (35) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 680; Robertson, *A.-S. Charters*, No. 56. 但、本チャーターの成立年代に就いては Robertson, *ibid.*, p. 362. 參照。

- (66) 前掲拙著「二二五頁」註(26) 参照。
- (67) Earle, *Land-Charters*, p. 238; Robertson, A. S. *Charters*, No. 87. 尚「本チャータの成立年代」及びテラス・東 *Eastane* 及び Cold Aston (Gloucesters.) 及び其のトナルド・ド・ロバートソン *Robertson, ibid.*, p. 431. 参照。又「可教ノキノンニエの在職年代に就テ」Robertson, *ibid.*, p. 405. 参照。
- (68) 「ノットマンム」及び「ドゥボワ」前掲拙著「第二篇」参照。
- (69) Cf. Marc Bloch, *La société féodale*, p. 262.
- (70) Cf. Barlow, *op. cit.*, p. 10. 尚「Maitland, *Domesday Book and Beyond*, p. 317. 参照。
- (71) ※*Strinoda necessitas* 及び「ドゥボワ」前掲拙著「九四頁」一三四頁註(21)、「二二五頁註(26)」等参照。
- (72) Cf. Maitland, *op. cit.*, p. 289.
- (73) Cf. Barlow, *op. cit.*, p. 9. 尚「*intrinsec*」*forinsec* 及び「ドゥボワ」Pollock & Maitland, *The History of English Law before the Time of Edward I*, I, 234 f., 244 f., 277. 参照。
- (74) Plummer, *Saxon Chronicles*, I, 214—215.
- (75) Douglas, *Feudal Documents*, p. cvii.
- (76) Plummer, *Saxon Chronicles*, I, 222.
- (77) Cf. Douglas, *Feudal Documents*, p. cvii; *idem*, “The Norman Conquest and English Feudalism,” p. 134.
- (78) Stubbs, *The Constitutional History of England in its Origin and Development*, I, 229.
- (79) Henry Ellis, *A General Introduction to Domesday Book* (2 vols., London, 1833), II, 488.
- (80) *Domesday Book, seu Libri Censualis Wilhelmi Regis Angliae*, ed. Abraham Farley (anonymous) (2 vols., London, 1783), II, fol. 372.
- (81) 前掲拙著「三五三頁」註(25) 参照。
- (82) 此處の「ドゥボワ」*The Victoria County History of the County of Suffolk*, ed. W. Page, Vol. I (London, 1911) に於ける「ノットマン」のサマント州関係記事の英訳は、“Besides whom there are 13 reeves over the land who have their

houses in the said town" (*ibid.*, p. 509) となつて居り、後掲テラメント中の「*prepositi*」を飽くまで「*XIII*」にかかると主格複数を解してゐるのがあるが、いまは前記ヘリスが此処の「*XIII super terram prepositi*」を「*XIII manentes super terram prepositi*」の意と解し「*prepositi*」を属格単数と看做してゐると(Ellis, *op. cit.*, I, 488.——イタリッタ、引用者)、その他「*ロード*」の解釈 (Adolphus Ballard, *The Domesday Inquest* (London, 1906; 2nd edn, 1923), p. 93.) 等を参照して本文の如く試訳する。尚、*リイヴ*の土地 (*terra prepositi*) については Vinogradoff, *English Society in the Eleventh Century*, pp. 372 f. を是非参照せられたる。

(83) 前掲拙著、一九八頁、二九二頁註(79) 等参照。

(84) 我々は、単に此処に現われる騎士が「騎士采地を授封せられざる家中騎士」であると言ふに止まり、彼等が如何なる意味に於ても土地を占有してゐなかつたと言わんとする者ではない。彼等が、その下に二十二人のボーディアたちを有してゐたのであるのは、此の場合のボーディアが仮にリイヴの土地に於けるそれらと共に一般のボーディアとは異なる特殊な夫れであつたとして、(cf. Ellis, *op. cit.*, p. 488.)、兎に角彼等騎士が土地の直接的耕作者 (*agriculturists*) を自己に属せしめていたことを——彼等がその主君の・前記ボーディアの「緊縛」せられているディメインの一部に事実上土地を保有していたことを示しているのであつて、斯かる土地こそは、まさしく、リイヴの土地と同様に、彼等にとつて非世襲的な「*Prinde*」を表わしたのである(二三頁参照)。尚、一般にボーディアについては、前掲拙著、二九九頁参照。

(85) D. B., II, fols. 209 sqq., 356 b sqq. Cf. Douglas, *Feudal Documents*, p. cx.

(86) Cf. Douglas, *ibid.*, pp. lxxxii—lxxxix.

三

我々は、前節に於て、凡そサクソン・イングランドの「クニフト」こそノルマン・イングランドに於ける「家中騎士」の制度的先駆を為すものであり、而してその点にいま「ノルマン征服」以後のイングランド封建社会が抑々その「下部構造」に於てのみならずその「上部構造」に於ても「征服」以前のオウルド・イングランドの社会よりの「*in-*

stitutional continuity"を有することの集中的表現が見られる所以をほほ明らかにしたが、「征服」前後の二つのイングランド社会の夫々の「上部構造」の間に於ける史的連続性の関係は、唯単に斯かる点にのみ認められたのではない。そこには、また、凡そ "renuial continuity" と称すべきものの歴然たるものが存するのである。以下、本節に於ては、紙幅の許す限りこの点を明らかならしめ、以て本稿を結ぼうと思う。

「征服」を距ること凡そ四分の三世紀、ノルマン朝第三代ヘンリー一世 (Henry I, r. 1100~1135) 時代の末年乃至第四代ステイーヴン (Stephen, r. 1135~1154) 時代の初年に、ノーファク州ホウム Holme なるセント・ヒニット St. Benet 修道院に於て、僧院長アンセルムス Anselmus の手に依り、一つの證書(ライブラリ)(一三四—四〇)が、作成せられた。夫れは、次の如き内容を有つものである。⁽⁸⁸⁾

『現に生を享くる又向後生れ来らん、すべての者に、以下のことどもを知らしむ。余、すなはち、神の恩寵に依りホウムのセント・ヒニット修道院長たるアンセルムスは、此の同じ教会の教団員たちの助言のもとに、ゴドリック Godric の息子ラルフ Ralph に対し、彼の父たる家令 (dapifer) ゴトリクがその妻イングレーダ Ingreda と共にセント・ヒニット〔修道院〕に寄進したるところのリトゥル・メルタン Little Melton (minor Medeltona) の地を〔譲渡せり〕。該地は、その同じラルフに依り、僧会總會にてまた〔ホウムのセント・ヒニット修道院の〕〔前〕院長リチャ・リヒャー Richer の面前にて規定せられ且つ特権として確認せられたる諸条件に基き、占有せられ保有せらるるものとす。即ち、彼の生有るかぎり、彼は、修道僧たちの食卓のために老年拾シリングを〔その保有の〕代償として〔納付すべし〕。而して、その死後は、ラルフの正当なる継嗣たる者が年毎に四拾シリングを修道僧たちに納付すべし。⁽⁸⁸⁾ 然し乍ら、いま若し彼にして継嗣を有せざれば、そのメルタンの同じ土地は、神に対し、聖ベネディクトゥスに対し、又ホウムの

修道僧たちに対して、明け渡さるべし。此の件の證人たるものは、下記の者なり。〔證人名略〕(Sciart presentes et futuri quod ego Anselmus gracia dei abbas sancti Benedicti de Holm consilio fratrum eiusdem ecclesie concessi Radulfo filio Godrici terram de minori Medeltone quam pater eius Godricus dapifer cum uxore sua Ingreda donavit sancto Benedicto tenendam et habendam ipsi Radulfo ea condicione qua diffinitum est et confirmatum privilegis in communi capitulo presente abbate Richero scilicet quamdiu vixerit pro x solidis per annum ad mensam fratrum et post mortem eius rectus heres Radulphi dabit quadraginta solidos unoquoque anno monachis. Si vero heredem non habuerit eadem terra de Metheltone remanebit quieta et libera deo et sancto Benedicto et fratribus de Hulmo. Huius rei testes fuerunt.....)

即ち、本状は、元来大陸より渡来せる外来人たる・ホウムのセントロビンニット修道院長アンセルムスが、家令(*dapifer*)のゴトリクの息子ラルフなる者に対して、そのノーファク州に於けるリトウルロメルタンの土地の保有権を確認せるところのデイドである。此の場合、このリトウルロメルタンなる土地が、本来ラルフの両親ゴトリク並びにイングリーダー兩人に依つて此の修道院に「寄進」せられたる所の、此の修道院の世俗的な軍役による土地保有ならざる喜捨に基く(*in elemosina*)宗教的な土地保有——後世所謂「自由寄進による土地保有」(*tenure in franka-moin*)を表わすものであることは瞭らかであり、而していまその土地のラルフに依る保有、すなわち「直接受封者」に於ける土地保有に対する王の陪臣に於ける「間接的土地保有」(*mesne tenure*)が、ラルフが其の生涯に亘つて当修道院に年額拾シリングの貨幣地代を元来「修道僧たちの食卓のために」——所謂「食物地代」(*food rent*)の金納化形態として給付することを条件としたる所の、非軍事的な従属的土地保有(*dependent tenure*)を表わせること、換言

すれば、此の家令職なる本来卑しからざる社会的地位に在りし者の息子に依る所の土地保有が、セントロベニット修道院領と云つた当時の一宗教的所領に於ける・騎士役 (knight service) に依らざる所の一個の封建的土地保有——“mesne non-military tenure”を表現せることは、明瞭である。

而して、このリトゥルメルトンに於ける封建的土地保有關係は、右の文書に先立つこと凡そ一世代の、ヘンリー一世時代の初期に作成せられ、その謄本の現在ホウムのセントロベニット修道院記録中に保存せられある、次の如き内容の一つのデイド(二〇一—一六)⁽⁸⁹⁾を見ることに依つて、更に一層瞭らかならしめられるのである。

『家令ゴドリク並びにその妻イングレーダは、彼等の死後に彼等の靈魂のために、基督並びに聖ベネディクトゥスの教会(—ホウムのセントロベニット修道院附、屬教会)に對し、又ホウム「のセントロベニット修道院」の修道僧たちに對して、リトゥルメルトン (minor Medeltona) の土地を寄進せり。ゴドリクの息子ラルフは、聖ベネディクトゥスの教会の教団員たちの食卓のために年毎に拾シリングの地代「を支払ふこと」を以て彼の生有るかぎり「彼に依りて」保有さるべきメルタンの同じ土地を自身受け継げり。その同じラルフの妻レスケリーネ Lesceline は、いま若し彼女にしてラルフよりも生き長らふとせば、彼女がラルフの其の生有る間を保有せると同じ奉仕「の義務」に依りそのメルタンの同じ土地を保有するてふ条件もて、一枚の窓掛けを聖ベネディクトゥスの教会に寄進せり。然し乍ら、いま若しラルフにして婚約せる婦人(—妻?)「の胎内」より「出生せる所」の相続人を有せんか、その同じラルフの此の相続人が、修道僧たちの食卓のために年毎に四拾シリング「の地代」を支払ふことを以て、そのメルタンの同じ土地を保有せん。之に反し、いま若し彼にして斯かる相続人を有せざれば、「そが間に子を儲くることなき」彼等兩人(ラルフ並びにレスケリーネ)の死後そのメルタンの同じ土地は、夫れより(—メルタンの土地に緊縛せられ

たる封建的隷屬農民より）彼等の取立てたる一切の収益（封建地代収入）とともに、聖ベネディクトゥスに対し、神に対し、又ホウムの修道僧に対しても、明け渡さるべし。此の約定を、余、「ホウムのセントロビニット」修道院長リチャは、僧会に於ける修道僧たちの満場一致の同意を以て、締結し且つ交附したり。立会人は、即ち、「以下立会人名略」此の約定を敢へて破棄せんとする者は如何なる者にもあれ、彼をして、父なる全能者の神の、聖なる処女マリアの、聖ベネディクトゥスの、すべての神の聖人たちの、神聖なる僧會議員たちの、権威に依りて、更には我等が聖体の、永遠の呪に依りて、打たれしめよ。しかあれかし。』（Godricus dapifer et uxor eius Ingreda dederunt ecclesie Christi et Sancti Benedicti et fratribus de Hulmo terram de minori Medeltone pro animabus suis post quorum obitum, Radulfus filius Godrici ipsius suscepit eandem terram de Medeltone tenendam quamdiu vixerit inde reddens singulis annis x solidos ad mensam fratrum ecclesie Sancti Benedicti. Uxor quidem eiusdem Radulfi Letselina dedit curtham ecclesie Sancti Benedicti eo tenore ut si Radulfum ipsa superuixerit habeat eandem terram de Medeltone eodem seruicio quo Radulfus quamdiu et ipsa uixerit. Si uero Radulfus habuerit heredem de muliere desponsata tenebit ipse heres ipsius Radulfi predictam terram de Medeltone reddens inde singulis annis xl solidos ad mensam fratrum. Si autem heredem non habuerit post amborum obitum remanebit eadem terra de Medeltone cum omni emendacione quam imposuerint queta et libera Sancto Benedicto deo et fratribus de Hulmo. Hanc conuencionem ego Richerus abbas feci et concessi communi consensu fratrum in capitulo. Testimonio..... Quicumque hanc conuencionem dissoluere presumpserit et auctoritate dei patris omnipotentis et Sancte Marie uirginis et Sancti Benedicti omniumque sanctorum dei et sanctorum cano-

num ac nostri misterii perpetuo anathemate feriuntur. Amen.)

然るに、爰に興味深きことには、右のノーファク州のリトゥルメルタンに關しては、偶々此の土地のことに触れている二通の「征服」以前の遺言狀が、我々の許に残されているのである。その一通、一〇六六年の直前に作成せられたと推定せられる、従士^{セイ}のエドウィン Edwin の夫れを見るに、そのうちに、『又、余(エドウィン)はかのリトゥルメルタン(Little Meddeterne)に在る土地を「ホウムの」⁹⁰聖ベネディクト[修道院]に譲渡し、且つ一〇エイカ[の土地]をその(其処なる)教会に「譲渡す。』(and ic an' pat lond at Little Meddeterne into see Benedicete 7 ten acres into pe kirke.) と云う一節があり、更に其処に又次の如き一節が見られる。『而して、以下は、ウルフリック Wulfric とエドウィンなる二人の兄弟がソープ Thorpe (near Fundenhall, Norfolk 9) と「リトゥル」メルタンとに在る二箇所の土地に關して彼等の間に取り結びたる所の約定なり。即ち、彼等のうちの孰れか一方の者にして他方の者よりも生きながらへんか、その者はその雙方の土地を所有すべきものとす。而して彼等兩人の生涯のものは、かの「リトゥル」メルタンの土地は彼等兩人の靈魂の「救済の」ために聖ベネディクト[修道院]「の有」に帰すべきものとす。又、かのソープの土地は、彼等兩人の生涯のものは、ケテルが其処に(——次に)示されたるが如きもの(——条件)を以て之を相続すべきものとす。即ち、ケテルが毎年式ポンド——即ちかの土地の地代たるもの——を「ベリ」セントエドマンド[修道院]に納むること、而して彼等兩人(ウルフリックとエドウィンと)の靈魂「の救済」のために毎日一回の彌撒が「読まるること」。而して、ケテルの生涯のものは、かの土地は金輪際異論の余地なく聖エドマンド[修道院]「の有」に歸すべきものとす。』(And pis is pe forward pe Wulfric and Eadwine pa tæye brethere wrouhten hem bituen. ymbe pa to land at Thorp and at Middeltone pat is wethe[r])

here so lenger libbe hadde bothe þe lond. And after here boþere day go þat lond at Middiltone into sce
 Benedicte for here boþere soule. and þat lond at Thorpe : after here boþere day : fange Ketel perto to swi-
 lke forwarde so þer wrouht is. þat is þat Ketel leste alke iher to pund into seynt Eadmunde þat is þas
 londes godel. 7 for here eyþeres soule ilke day ane messe. and after Keteles day : go þat lond into seynt
 Eadmunde buten alken gentale.) 而して、いま一つの「征服」以前の遺言状は、右の遺言状の一節に出できたれる
 ケテルの夫れであるが、此の一〇五二—六六年の間に於ていつか作成せられたと推定される、おなじく、従士のケテル
 の遺言状には、其処に、『いま若し余(ケテル)の伯叔父の、エドウィン』——傍点、訳者』に於てかの「リトゥル」メ
 ルタンに在る土地に關して余並びに余の伯叔父のウルフリクとの共同保有の關係 (*felageschipe*) を維持せんときは
 而して我等(余ケテル並びにウルフリク)にして今若し彼(エドウィン)よりも生きながらふとせば、我等は、我等
 兩人の生涯ののちほかの「リトゥル」メルタンに在る土地は我等が祖先の靈魂また我等自身の靈魂のためにホウム
 なる聖、ベネディクト「修道院」〔の有〕に歸すべしてふ条件のもとに、かのソープに在る土地を相続するものとす。
 而して、かのソープに在る土地は「我等兩人の生涯ののちは我等が祖先の靈魂また我等自身の靈魂のために」ペリ＝
 スンニテドマンツ「修道院」〔の有〕に「歸するものとす」。』(gif Eadwine min Em wille helden se felageschipe
 mid me 7 Wlfric min em ymbe þat lond at Meþeltune gif wit him ouerbiden : fon we to þat londe at
 Thorpe into þat forwarde. þat vre boþere time go þat lond at Meþeltone for vre heldren soule. and vre
 aweue soule into seinte Benedicte at Holm. And þat lond at Thorpe into seynt Eadmundes biri.) なる一節
 が見られるのである。

是に由つて之を觀れば、リトゥルメルタンの村は、一〇六六年の「征服」の前夜に於て、既に事實上 (*de facto*) の封建的大土地所有者として従士身分の地位にあつた所の、エドウィン並びにその兄弟 (恐らくエドウィンの弟) ウルフリクと彼等の甥ケテルら、當時のイースト・アングリアの地方的豪族の一族の、共同保有に係わる一個の事實上の、莊園を形成して居り、夫れは彼等の死後はそのものの本来の所有者としてホウムのセント・ベニット修道院の有に帰すべきものであつたのであるが、「征服」以前エドワード懺悔王時代に凡そ一般的支配的に見られたる、斯かる封建的土地保有の条件が、いま如何に、「征服」以後半世紀乃至四分の三世紀經過せる時点に於ける、その保有者を代へての、同じ土地に関する保有の条件に、近似していることよ。即ち、第十二世紀前葉現在、ホウムのセント・ベニット修道院より保有を許されてリトゥルメルタンなる土地を保有しつゝある、同修道院の封建的テナントとしてのゴドリクまたラルフは、正しくその土地保有条件に於ては、アングロ・サクソンのセインを自己の *“predecessor”* とする、そのノルマン的後継者に外ならなかつたと考えられるのであるが、此の場合に於ても、同一の土地に関する・サクソン・イングランド時代の土地保有条件とノルマン・イングランド時代に入つてよりの夫れと、此の兩者の間に「現実の由来關係」を設定することを我々に実證的に可能ならしめる所の、史料が現存する。夫れは、「ドゥウムズ・デイ・ブック」第二卷の、ノーファク州に於ける「家令ゴドリクの所領」 (*Terra Godrici dapfieri*) に関する記述中に見出される、左の短いセンテンスである。⁽⁸²⁾

》Paruam Meltnam tenuit Eduuinus tempore Regis Edwardi de Sancto Benedicto et ita quod eam abbatii concesserat post mortem suam. 《(リトゥルメルタン (*paruus Meltna*) は、エドワード〔懺悔〕王時代、聖ベネディクトゥス〔修道院〕よりエドウィンを保有したりき。而してそは彼が彼の死後その〔ホウムのセント・ベ

ニット修道院の(僧院長に夫れ)リトウル＝メルタン)を譲渡したる如き(約定条件)に於てなりき。)

即ち、一〇八六年にゴドウィンの所領に關し夫れより二十年前の懺悔王時代のことと触れて斯く書かれたる此の記述の、その真に意味するところのものは、まさに、一〇八六年「ドゥウムズデイ調査」當時に於ても依然、ホウムのメント＝ニット修道院とそのテナントとの間に於ける斯かる約定条件の下に、此の村が家令のゴドリクに依つてその *de iure* の莊園として保有せられていること、——「征服」以前の約定条件が今猶現実的生命を有することの表明にほかならぬのである。

以上、我々は、斯くリトウル＝メルタンの「征服」前夜より「征服」以後第十二世紀前葉に亘る土地保有の歴史的推移を追跡することによつて、今やダグラスとともに、ひろく「征服」前夜のアングロ＝サクソンの社会と「征服」以後のアングロ＝ノルマンの社会と此の「征服」を挟む二つのイングランド社会の夫々の「上部構造」の間に於ける“definite and positive tenurial continuity”の關係を認識し得るのである。

(87) D. C. Douglas, “Social Structure of Medieval East Anglia,” in *Oxford Studies in Social and Legal History* (ed. P. Vinogradoff, Vol. IX, Oxford, 1927), Appendix I, No. 44; *English Historical Documents*, Vol. II (1042—1189; ed. D. C. Douglas & G. W. Greenaway, London, 1953), No. 191. ちなみに、ホウムのメント＝ニット修道院は、*“mōnasteriū sūnedeiktatowm”*に始まるスネディクトウムの派の修道院と同一。一〇一九年頃のクヌート Cnut (r. 1016—35) に依つて設立せられた (cf. *Whiteoaks Anglo-Saxon Wills*, p. 181.)。

(88) 此の場合、斯かる代替り——世襲的な土地保有権の担い手の更替時に見られる彼の(貨幣)地代負担額の増加は、必ずや又彼の下なる直接的耕作者——隸屬農民たちの地代の引上げの結果したつてである。 Cf. Douglas, “Social Structure of Medieval East Anglia,” p. 112.

